

令和3年2月25日  
練馬区監査委員決定

## 令和3年度練馬区監査基本計画

### 1 区政をめぐる動向と監査

区はこれまで、区民生活の安全・安心を守り、生活やまちの姿を目に見えるかたちで向上・充実させるため、「区政改革計画」「グランドデザイン構想」「みどりの風吹くまちビジョン(第1次、第2次)」「公共施設等総合管理計画」等を策定し、多くの施策を立案・実行してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症により、区の財政はかつて経験したことのない財政危機の到来を覚悟せざるを得ない状況に直面している。

これに対し、区は、「コロナ禍を区民とともに乗り越え、区民とともに前に進むため、最大限努力し、区民サービスの水準を確保する」として令和3年度の当初予算の編成を行ったところである。

このような状況下、区には事業の効率性・実効性を更に向上させるとともに、職員の働き方や事務の内部統制の体制を見直し、より一層の事務の適正性を確保することが求められる。

監査委員は、このような区政の動向の下、地方自治法の改正を受け令和2年2月に策定した練馬区監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

### 2 基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染状況に的確に対応するため、必要に応じた柔軟な監査実施に努める。

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。)を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」についても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

### 3 個別監査実施方針

\*以下で「法」とは地方自治法を指す。

#### 定期監査

##### ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

##### イ 工事監査（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

##### 随時監査（法第 199 条第 1 項および第 5 項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

##### 行政監査（法第 199 条第 2 項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げるなど、必要があると認めるときに、合規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

##### 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者等）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

##### 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

##### 決算審査（法第 233 条第 2 項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

##### 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

##### 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

##### その他の監査

住民監査請求による監査（法第 242 条第 4 項）、住民の直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）、議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項）、区長の要求による監査（法第 199 条第 6 項）、指定金融機関の行う公金の収納支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項）、職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項）および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見（法第 243 条の 2 の 2 第 8 項）について、請求等に基づき実施する。

#### 4 監査の日程

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 令和3年4月～令和4年1月

イ 工事監査 令和3年5月～令和4年1月

随時監査 必要に応じて実施

行政監査 令和3年6月～令和4年3月

財政援助団体等監査 令和4年1月～2月

例月現金出納検査 毎月25日前後に実施

決算審査（基金運用状況審査を含む。） 令和3年7月～8月

健全化判断比率審査 令和3年7月～8月

その他の監査 請求等に基づき実施

#### 5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。

監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。

区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記と同様に公表等する。